

学校法人常磐会学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人常磐会学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第23条第4項の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、寄附行為各条に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 理事長とは寄附行為第5条第2項により、常任理事とは同第5条第3項により理事会において選任された者をいう。また、監事とは寄附行為第7条により、理事会で選出された候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任した者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬の額は、別表第1に定める報酬の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬の支給は、毎月17日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）

- 2 非常勤の役員に対する理事手当、監事手当は毎月17日に、その他の報酬は法人運営のための勤務にあたった翌月17日に支給する。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日より施行する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

号俸	理事長	常任理事	理事	監事
1	月額 40 万円	月額 20 万円	月額 10 万円	月額 20 万円
2	月額 50 万円	月額 25 万円	月額 15 万円	月額 25 万円
3	月額 60 万円	月額 30 万円	月額 20 万円	月額 30 万円
4	月額 70 万円	月額 35 万円	月額 25 万円	月額 35 万円
5	月額 80 万円	月額 40 万円	月額 30 万円	月額 40 万円
6	月額 90 万円	月額 45 万円	月額 35 万円	月額 45 万円
7	月額 100 万円	月額 50 万円	月額 40 万円	月額 50 万円

注) 法人職員が兼務する場合は、常任理事は月額7万円、理事は月額2万円とする。

別表第2 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

理事手当、交通費	2万円、3千5百円 (月額)
上記の他、法人業務のための勤務	2万円 (日額)

注) 3時間30分以内の勤務は半額とする。

(2) 監事

監事手当、交通費	2万円、3千5百円 (月額)
監事監査等への出席	2万円 (日額)
上記の他、法人業務のための勤務	2万円 (日額)

注) 3時間30分以内の勤務は半額とする。